

事 務 連 絡

平成24年3月29日

軽種馬防疫協議会 専門委員 殿

軽種馬防疫協議会

### 輸入馬における馬インフルエンザの摘発に係る国内防疫対応について

平素よりお世話になっております。

今般、ドイツ及びベルギーから我が国へ輸出された馬群（乗用馬13頭）の輸入検疫において、馬インフルエンザが摘発されました。これに伴い、農林水産省消費・安全局動物衛生課長より各都道府県畜産主務部長あてに別添の事務連絡が出されております。

つきましては、本病の侵入防止に万全を期するため、下記の防疫対応を貴団体の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

- (1) 飼養馬に馬インフルエンザワクチンを適切に接種すること。
- (2) 厩舎の出入りの際の消毒を徹底するほか、馬具の共用を避けるなど、飼養衛生管理基準の遵守を徹底すること。
- (3) 競技など、複数の馬が集合する行事の開催時には、特に馬の健康確認を徹底すること。
- (4) 海外の馬関係施設に立ち入った場合には、当該立入り時に使用した作業着、作業靴、馬具その他の器具・器材については、適切に消毒されたものを除き、国内の施設で使用しないこと。
- (5) 海外の馬関係施設に立ち入った場合には、帰国時に動物検疫所のカウンターに立ち寄り、必要な指導を受けること。

軽種馬防疫協議会 事務局

TEL : 03-5785-7516

FAX : 03-5785-7526

写

23消安第6654号  
平成24年3月29日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

### 輸入馬における馬インフルエンザの摘発に係る国内防疫対応について

今般、ドイツ及びベルギーから我が国へ輸出された馬群（乗用馬13頭）の輸入検査において、馬インフルエンザが摘発されました。

当該馬群については、動物検疫所においてRT-PCR法による遺伝子検査等により、本病の病原体をひろげるおそれがないことを確認した後に輸入が許可されることとなりますが、本病の侵入防止に万全を期するため、当該馬群の仕向先である御都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、長野県、静岡県及び奈良県）においては下記1及び2について、その他道府県においては下記2についてご留意の上、的確な防疫措置を実施していただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 着地検査の的確な実施

- (1) 着地検査の実施に当たり、事前に家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知）別記7「輸入家畜の着地検査指針」（以下「着地検査指針」という。）に基づく適切な着地検査が実施できることを確認し、必要に応じ、輸入家畜飼養者に対して指導を行うこと。また、当該確認及び指導の内容について農林水産省消費・安全局動物衛生課に報告すること。
- (2) 着地検査期間中は臨床検査を徹底するとともに、当該輸入馬について、着地検査指針4の（2）の規定に基づき、着地検査の開始後おおむね1週間を経過した後に馬インフルエンザの精密検査（鼻腔ぬぐい液を検査材料としたRT-PCR法による遺伝子検査）を行うこと。
- (3) 仕向先農場に対し、飼養馬に馬インフルエンザワクチンを接種するよう指導すること。

#### 2 乗馬、競走馬等の馬飼養者への注意喚起

貴都道府県内の乗馬、競走馬等の飼養者に対し、次に掲げる事項について周知徹底すること。

- (1) 飼養馬に馬インフルエンザワクチンを適切に接種すること。
- (2) 厩舎の出入りの際の消毒を徹底するほか、馬具の共用を避けるなど、飼養衛生管理基準の遵守を徹底すること。
- (3) 競技など、複数の馬が集合する行事の開催時には、特に馬の健康確認を徹底すること。
- (4) 海外の馬関係施設に立ち入った場合には、当該立入り時に使用した作業着、作業靴、馬具その他の器具・器材については、適切に消毒されたものを除き、国内の施設で使用しないこと。
- (5) 海外の馬関係施設に立ち入った場合には、帰国時に動物検疫所のカウンターに立ち寄り、必要な指導を受けること。

(参考)

輸入検疫中の欧州産乗用馬における馬インフルエンザの摘発について  
(平成24年3月29日現在)

- 1 仕出国           ベルギー及びドイツ
- 2 頭数            13頭（ベルギー由来馬9頭、ドイツ由来馬4頭）
- 3 到着日          平成24年3月15日
- 4 係留場所        農林水産省動物検疫所成田支所
- 5 経緯
  - ・ 到着日及び翌日（3月15日及び16日）にかけて、全13頭から鼻腔スワブを採材し、簡易キット（エスプライン）及びPCRを実施。全頭簡易キット陰性を確認したが、PCRで判定不能となった馬がいたことから、3月19日、全13頭から再度鼻腔スワブを採材。ベルギー由来馬2頭及びドイツ由来馬1頭が簡易キット及びPCR陽性（H3亜型）、これとは別のベルギー由来馬1頭がPCRのみ陽性（H3亜型）となった。
- 6 動物検疫所の対応方針
  - (1) 陽性馬のロットについて、陽性馬を畜舎内で隔離した上で、全頭について係留を延長。陽性確認日（3月19日）から7日ごとに簡易キット及びPCRによる全頭検査を行い、最後の陽性事例の摘発から14日後の検査で全頭陰性であることが確認されれば解放する。
  - (2) 現在までのところ、陽性確認日から7日目（3月26日）の検査において、簡易キット及びPCRで全頭陰性。
- 7 備考
  - ・ 全頭、輸出前の1年間に馬インフルエンザワクチンの接種歴あり。
  - ・ 現在、動物検疫所成田支所では、当該輸入馬とは別の畜舎で米国産競走馬7頭を係留中。これらについても念のため、欧州産乗用馬における陽性確認日（3月19日）から7日目及び14日目の検査で陰性であることを確認した後、7日目（3月26日）の検査では簡易キット及びPCRで全頭陰性。
  - ・ 3月29日現在、検疫中の馬には、馬インフルエンザを疑う臨床症状は認められていない。